

告示

埼玉県告示第千二百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

特定非営利活動法人彩の子ネットワーク

二 代表者の氏名

関 昌美

三 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市二ツ宮千百五十六番地三

四 当該認定の有効期間

平成三十年十一月十三日から平成三十五年十一月十二日まで